

社会福祉法人十日町福祉会下条小学校放課後児童クラブ運営規程

(平成30年3月16日制定)

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人十日町福祉会（以下、「法人」という。）が設置する下条小学校放課後児童クラブ（以下「児童クラブ」という。）が行う放課後児童健全育成事業の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、利用している児童に安全で快適な生活の場を提供し、遊びを主とする活動を通じて児童の健全な育成を図ることを目的とする。

(事業所の名称等)

第2条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称：下条小学校放課後児童クラブ

(2) 所在地：十日町市下条4丁目224番地

(運営の方針)

第3条 児童クラブの事業を実施に当たっては、児童の人権を十分配慮するとともに、人格を尊重し運営を行うものとする。

2 児童クラブの職員は、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう児童の自主性、社会性及び創造性の向上と基本的習慣の確立等を図り、健全な育成を図るものとする。

3 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、地域の小学校、認定こども園、子育て支援センター、その他の児童福祉事業を提供する機関との密接な連携の上でサービスの提供に努めるものとする。

(利用定員)

第4条 児童クラブの定員は30人とする。

2 前項の規定にかかわらず、必要と認めた場合は、定員を超えて利用させることができる。

(職員の種類、員数及び職務の内容)

第5条 児童クラブの職員の種類、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 放課後児童支援員：2人

放課後児童支援員は、利用者への支援提供、利用者の保護者（利用者の家族等児童を現に監護するもの。以下、「保護者」という。）との連絡調整、設備及び備品等の安全管理を行う。

(2) 補助員：1人

補助員は、放課後児童支援員の補助を行う。

(利用児童)

第6条 児童クラブを利用できる児童は、小学校に就学しているものであって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 児童クラブの通常の事業実施地域は、下条小学校区とする。ただし、特別な事情がある場合はこの限りではない。

(支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額)

第8条 児童クラブを利用するものは、別表1に定める負担金を法人に納入しなければならない。

2 前項で定めるもののほか、保護者の同意を得て、児童クラブ運営や活動で必要となる経費を実費徴収することができる。

(開所日及び開所時間)

第9条 事業所の開所日及び開所時間は、次のとおりとする。

(1) 開所日

日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）を除く日

(2) 開所時間

ア 平日：午後2時30分（下校時間に対応。）から午後6時30分まで

イ 土曜日（休校日）：午前7時30分から午後6時30分まで

- 2 前項の規定にかかわらず、特に必要があると認めたときは、臨時的に、開所日に閉所、若しくは開所日以外の日に開所し、又は開所時間を変更することができる。この場合、あらかじめ保護者に周知するものとする。

（活動内容）

第10条 放課後児童支援員及び補助員は、次の活動を行う。

- (1) 児童の健康管理、安全の確保、情緒の安定を図る。
- (2) 遊びを通して自主性、社会性、創造性を培う。
- (3) 児童の学習活動を自主的に行える環境を整え、必要な援助を行う。
- (4) 基本的生活習慣についての援助、自立に向けた手助けを行うとともに、その力を身につけさせる。
- (5) 活動状況について家庭との日常的な連絡、情報交換を行うとともに、家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援を行う。
- (6) 児童虐待の早期発見に努め、児童虐待等により福祉的介入が必要とされるケースについては、市町村等が設置する要保護児童対策地域協議会と等を活用しながら、児童相談所や保健所等の関係機関と連携して対応を図る。
- (7) その他、放課後における児童の健全育成上、必要な活動を行う。

（苦情への対応）

第11条 児童クラブの支援に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 苦情受付の窓口を決めること。
- (2) 事業所内における苦情解決のための手続きを明確化すること。
- (3) 苦情受付窓口及び苦情解決の手続きについて、利用者、職員等に対して周知すること。

（事業の利用に当たっての留意事項）

第12条 児童クラブは、職員の資質向上を図るための研修の機会を設けるものとする。

- 2 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 3 児童が欠席する場合、保護者は電話その他の連絡方法により児童クラブに届け出なければならない。
- 4 児童が感染症等の発生により、他の児童に感染する恐れがあると認められた場合、児童クラブは児童に対して休所を命ずることができる。

（緊急時等の対応方法及び非常災害対策）

第13条 児童クラブは、事故や災害、犯罪等の発生に備えて、危機管理マニュアルの作成、避難訓練の実施等の安全対策を講ずる。

（虐待防止のための措置）

第14条 児童クラブは、児童の人権の擁護及び虐待等の防止のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための職員の研修の受講
 - (2) 児童及び保護者からの苦情処理体制の整備
 - (3) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 児童クラブは、サービス提供中に当該児童クラブの職員又は保護者による虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は、速やかにこれを十日町市に通報するものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第15条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は必要に応じて、児童及び保護者に周知するものとする。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

別表1

利用料金

日 額	400円（午前のみ200円、午後のみ300円） 午前からの利用で正午を超えた場合は一日の利用料金とする。
上限月額	8月 7, 000円 8月以外 5, 500円
生活保護世帯	無 料

